

公告第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号）第112条の規定に基づき、下記のとおり条件付一般競争入札について公告する。

令和6年2月15日

白河市長 鈴木 和夫



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 白河市給食副食加工業務及び大信学校給食センター給食配送等業務委託
- (2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
○準備期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
○履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
(3年間の長期継続契約)
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 支払条件 前払なし 部分払あり(36回)

2 入札参加資格

本件の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 白河市入札参加資格事業者として登録されていること。
- (2) 福島県内に本店又は支店、営業所等を有していること。
- (3) 福島県又は白河市に指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していない者。
- (5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、(イ) から (エ) までについては当該手続き開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再認定を受けたものにあつては、この限りでない。
 - (ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づき破産手続開始の申立てを行った者
 - (イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - (ウ) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - (エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (6) 過去5年以内に、副食加工業務において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業処分を受けていないこと。
- (7) 過去5年以内に、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する共同調理場において、1施設1日当たり2,000食以上の調理業務の履行実績が継続して3年以上あること、及び過去5年以内

に、副食加工業務において1日当たり3,000食以上の調理業務の履行実績が同一団体に継続して3年以上あること。

- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入している者。

3 資格審査等

(1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を各1部提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 条件付一般競争入札参加資格審査申請書
 - ② 業務実績調書
 - ③ 生産物賠償責任保険又は食品衛生協会加入者による食品賠償共済に加入していることが分かる書類（写し）
 - ④ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する営業許可を有することが分かる書類（写し）
- ※①、②の書類は、市のホームページから様式をダウンロードして作成すること。また、調書に記載した書類を添付すること。

(2) 提出方法 白河市関辺西方1番地 白河市教育委員会事務局 健康給食推進室（白河市学校給食センター内）へ郵送又は持参すること。

(3) 受付期間 令和6年2月15日（木）から令和6年2月22日（木）までとする。ただし、閉庁日は除く。

(4) 受付時間 午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時00分から午後4時00分までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は午前8時30分から午前11時30分までとする。

(5) 審査結果等

(ア) 資格の審査結果については、申請者に対して令和6年2月26日（月）にFAXにより通知する。

(イ) 入札参加資格が認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせることができる。

(6) その他

(ア) 書類の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(イ) 提出された書類の差替え及び訂正は認められない。また、提出された書類の内容を聴取し別途関係書類の提出を求めることが出来る。

(ウ) 入札参加資格を有すると認められた者が、開札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは入札参加資格を喪失し、入札に参加することはできない。

- ① 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- ② 提出した書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- ③ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められたとき。

4 設計図書等（仕様書、契約書案等）

- (1) 縦覧期間 公告の日から令和6年2月28日（水）まで
- (2) 縦覧方法 白河市ホームページ（白河市給食副食加工業務及び大信学校給食センター配送等業務に係る条件付一般競争入札）からダウンロードすること。
- (3) 設計図書等への質問回答
 - (ア) 質問は参加資格を有すると認められた者からのみ受付する。
 - (イ) 質問がある場合は、質問書に質問を記載し、あらかじめ電話連絡のうえ令和6年2月28日（水）までにFAXにより提出すること。
 - (ウ) 質問者に対しては速やかにFAXにより回答する。

5 入札の辞退

- (1) 入札参加資格を有すると認められる者は、入札前日までに入札辞退届を提出すること。
- (2) 入札辞退届は市のホームページから様式をダウンロードして作成し、健康給食推進室に持参すること。

6 入札方法等

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 入札書は封筒に入れ、入札執行者の指示に従い提出すること。
- (3) 代理人をして入札するときは、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 入札書に記載する金額は1年あたりの額とすること。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 白河市工事等競争入札心得（以下「競争入札心得」という。）を遵守すること。
- (7) 入札執行回数は2回を限度とする。

7 入開札の執行

- (1) 日時 令和6年3月1日（金） 午後3時00分
- (2) 場所 白河市関辺西方1番地 白河市学校給食センター会議室

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する者として必要な資格のない者及び虚偽に申請を行った者の入札
- (2) 競争入札心得において示した条件に違反した者の入札

- (3) 入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者の入札

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 原則として落札者の決定は開札日とする。
- (3) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。

10 契約保証金

原則として、契約金額の100分の10以上を契約時までには納付すること。ただし、白河市財務規則（平成17年11月7日規則第37号。以下、「財務規則」という。）第98条の規定に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除できるものとする。

11 その他

- (1) 翌年度以降、予算の減額等により契約の変更が生じる場合がある。
- (2) 本公告に記載したもののほか、入札に係る事項は、財務規則及び競争入札心得等によるものとする。
- (3) 本公告に関する問い合わせは、次に照会すること。
白河市教育委員会事務局 健康給食推進室 電話0248-23-1266 (FAX兼)
- (4) 設計図書及び業務内容に関する電話での質問受付は行わない。また、質問については、指定の様式（市のホームページからダウンロードしたもの）を使用すること。